

松江市監査委員告示 第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、松江市長から平成30年度から令和2年度及び令和4年度から令和6年度までの包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により公表します。

令和8年3月26日

松江市監査委員 三島 康夫

松江市監査委員 宮内 浩二

松江市監査委員 米田 ときこ

1 包括外部監査の特定事件

滞納債権に関する事務の執行について（平成30年度実施）

高齢者福祉に関する事務の執行について（令和元年度実施）

生活保護に関する事務の執行について（令和2年度実施）

基金の管理と運用に関する事務の執行について（令和4年度実施）

業務委託に関する事務の執行について（令和5年度実施）

公共施設の管理運営等に関する事務執行について（令和6年度実施）

2 包括外部監査の結果に基づく措置等

別紙 平成30年度包括外部監査 措置状況一覧のとおり

別紙 令和元年度包括外部監査 措置状況一覧のとおり

別紙 令和2年度包括外部監査 措置状況一覧のとおり

別紙 令和4年度包括外部監査 措置状況一覧のとおり

別紙 令和5年度包括外部監査 措置状況一覧のとおり

別紙 令和6年度包括外部監査 措置状況一覧のとおり

令和5年度包括外部監査 措置状況（時点 令和7年12月1日）

	番号	指摘／意見	項目	内 容	措置年月	松江市の対応方針、状況等	所管課 ※措置済時点
第1 埋蔵文化財発掘調査事業委託	1	指摘	契約書の記載内容	本委託契約については、業務委託契約書において、委託内容は仕様書によることを明記すべきである。	対応を要しない	R5年度から発掘業務の委託での実施を取り止め、市の直営としたことから、契約手続きが不要となった。	埋蔵文化財調査課
	2	意見	委託の必要性の明記	業務を委託するに当たっては、委託の必要性（経済性、効率性、有効性等）が必要であり、随意契約施行準備伺に委託の必要性を明記することが望ましい。	対応を要しない	R5年度から発掘業務の委託での実施を取り止め、市の直営としたことから、契約手続きが不要となった。	埋蔵文化財調査課
	3	意見	業務委託費の相当性の検討	特命随意（1者随意）契約を締結するに当たって、業務委託費の妥当性を判断するため、積算内訳だけでなく、類似契約や他市事例等の調査も行うことが望ましい。	対応を要しない	R5年度から発掘業務の委託での実施を取り止め、市の直営としたことから、契約手続きが不要となった。	埋蔵文化財調査課
	4	意見	委託の相当性の検討	受託者の組織体制の変更に関わりなく、発掘調査依頼に対する対応が遅滞する状況となった時点で、市の直営も含めて当該業務を委託することの相当性を検討することが望ましい。	R5.4 措置済	関係各所で検討を重ね、R5年度から発掘調査業務は市の直営とした。	埋蔵文化財調査課
第2 令和4年度中村元博士所蔵文書検索管理システム入力業務委託	5	指摘	随意契約施行伺と委託契約書の業務内容の記載の不一致	随意契約施行伺の業務内容と委託契約の業務内容の記載は一致させるべきである。	R6.4 措置済	R6年度契約から随意契約施行伺の業務内容と委託契約の業務内容の整合を図っている。	文化振興課
	6	意見	業務委託費の相当性の検討	特命随意（1者随意）契約を締結するに当たって、積算内訳だけでなく、類似契約や他市事例等の調査も行うことが望ましい。	R6.9 措置済	令和7年度契約に向けて、他市事例（類似事例）を調査した。	文化振興課
第3 松江市内道路パトロール業務委託	7	指摘	委託の必要性の検討	毎年状況は変化するものと考えられるので、本業務委託契約を締結するに当たっても、業務委託をすることの必要性（経済性、効率性、有効性等）を検討すべきである。	R6.3 措置済	R6年3月 ・経済性：発注時に当該年度ごとの積算を実施し、適正な価格となるよう精査した。 ・有効性：年間1,000件程度寄せられる市民からの通報に迅速に対応し、道路瑕疵などの重大な事故を防止するため、有効であると判断している。	道路課
第4 令和4年度大海崎（2）地区地籍調査業務委託	8	意見	業務内容の記載	再委託の申請を承諾するにあたり、市としては、再委託する業務の内容について、より具体的な記載を求め、各工程のどのような業務について再委託するのか、補助業務とは具体的にどのような業務をいうのか、より具体的な記載を求めていることが望ましい。	R6.4 措置済	再委託する業務内容を具体的に明示するよう求めることとした。	土地対策課
	9	意見	再委託の必要性及び再委託予定者の選定理由の記載	再委託承諾申請書における再委託する必要性及び再委託予定者を選定した理由の記載についても、再委託の必要性及び相当性について十分な検討と検証が可能となる程度に、申請書に具体的に記載させることが望ましい。	R6.4 措置済	再委託する必要性及び再委託予定者を選定した理由について、より具体的な記載を求めていることとした。	土地対策課
第5 松江市忌部コミュニティバス運行業務委託	10	意見	参加事業者の増加	業務委託費により運転手の確保を賄える額にするなど、上限設定額の変更も含めて、プロポーザル方式の公募に複数の事業者が参加できるよう検討することが望ましい。	R6.10 措置済	プロポーザル方式の公募に複数の事業者が参加できるよう業務委託費の見直しを行った。	交通政策課
	11	意見	上限設定額の検討	本委託契約の上限設定額については、前回契約額を基準とすべきではなく、参加事業者の実情にあった設定方法を検討することが望ましい。	R6.10 措置済	上限設定額を前回契約額とするのではなく、人件費や燃料費上昇等の実情を加味した金額を上限額とした。	交通政策課

令和5年度包括外部監査 措置状況（時点 令和7年12月1日）

	番号	指摘／意見	項目	内 容	措置年月	松江市の対応方針、状況等	所管課 ※措置済時点
第6 令和4年度 松江市職員給与・ 福利厚生業務委託	12	意見	参加事業者の増加	1者入札が継続しないよう、入札参加資格の緩和など、複数の事業者が入札に参加できるように配慮することが望ましい。	R7.4 措置済	令和7年度業務の発注にあたり、正社員である現場責任者の駐在に係る要件を緩和した。 当該業務委託は令和7年度をもって終了する。	人事課
	13	意見	成果物の著作権人格権	市が本業務委託の成果物を制限なく使用できるようにするため、本業務委託契約の内容として、受託者との間で著作権人格権の不行使等を明示することが望ましい。	対応を要しない	当該委託業務は令和7年度をもって終了する。 受託者が作成した業務マニュアルや業務効率化のためのツールについては松江市に引き継ぐよう調整を進めている。	人事課
	14	意見	参加事業者の増加	複数の登録事業者から公募があるとの想定が外れ、結果的に応募者が1者だけだったことを踏まえ、できる限り多くの参加者を確保できるように応募資格を検討し、1者の応募とならないよう配慮することが望ましい。	R6.4 措置済	今後、当該ホームページのリニューアル等を実施する際には、できる限り多くの参加者を確保できるよう、参加資格を検討することとした。	広報課
第7 松江市ホーム ページリニューアル 業務委託	15	意見	「大部分」の判断基準	再委託の契約金額や、履行に関与する人数などの数字等の基準を設け、「大部分」に該当するか否かの判断を明確にすることが望ましい。	R7.4 措置済	令和7年度の運用保守契約から、再委託を行いたい場合は、大部分か否かにかかわらず、事前に市に申請するよう改めた。	広報課
	16	指摘	「大部分」の該当性の審査	再委託の申請にあたり、受託者と再委託先との契約金額を確認したり、再委託に係る承諾依頼書、プレゼンテーション資料の他にも資料の提供を受けたりするなど、再委託が「大部分」の委託にあたるか否かの判断は慎重に行うべきである。	R7.4 措置済	令和7年度の運用保守契約から、再委託の申請の際は、従来から申請書に明記されていた「再委託業務内容」「必要性及び相当性」に加え、「業務履行に関与する人数」を明記し、併せて「業務責任者及び個人情報管理体制等報告書」を提出するよう改めた。	広報課
	17	意見	再委託の必要性の明記	再委託に係る承諾依頼書には、再委託にかかる業務の他、再委託の必要性・相当性についても記載を求めることが望ましい。	R6.4 措置済	令和6年度の運用保守契約の際に、再委託にかかる業務、再委託の必要性・相当性を明記した再委託申請書の提出することとした。	広報課
	18	意見	委託の必要性の明記	業務を委託するに当たっては、委託の必要性（経済性、効率性、有効性等）が必要であり、随意契約施行準備伺に委託の必要性を明記することが望ましい。	R7.1 措置済	令和7年度委託分から委託の必要性を明記した。	デジタル戦略課
	19	意見	一定期間ごとの価格の見直しの検討	過去に価格競争を実施した経緯があったとしても、その後も漫然と随意契約を継続するのではなく、少なくとも数年ごとに価格競争を実施する等、適切な価格設定であるか否かを定期的に検討することが望ましい。	対応を要しない	近年は自庁でサーバ等を保有する“オンプレミス型”から、自庁でサーバ等を保有しない“クラウドサービス利用型”への移行が進んでいることから、他のデータセンターとのハウジングサービス費用の比較ではなく、現在“オンプレミス型”で運用しているシステムの“クラウドサービス利用型”への移行を検討していく。	デジタル戦略課
	20	意見	移設した場合の経費の試算	長期のベンダーロック状態が続くことが好ましいか否か、長期的なランニングコストを考慮したとき、より経済的な選択肢はないか等の観点からも検討がなされるのが望ましい。	対応を要しない	近年は自庁でサーバ等を保有する“オンプレミス型”から、自庁でサーバ等を保有しない“クラウドサービス利用型”への移行が進んでいることから、他のデータセンターとのハウジングサービス費用の比較ではなく、現在“オンプレミス型”で運用しているシステムの“クラウドサービス利用型”への移行を検討していく。	デジタル戦略課

令和5年度包括外部監査 措置状況（時点 令和7年12月1日）

	番号	指摘／意見	項目	内 容	措置年月	松江市の対応方針、状況等	所管課 ※措置済時点
	21	意見	契約条項の再検討	本サービスを利用できない状態が生じる事由は様々考えられるが、少なくとも、本契約に基づくサービスを受託者から受けられなかったにもかかわらず、一定の場合には一律に料金の支払義務を免れないとする条項は、その合理性に疑問がある。今後の契約の際には、本条項の妥当性について、受託者と十分に交渉することが望ましい。	R7年度 措置予定	次回委託契約時（令和8年）に向け、令和7年度中に契約書の見直しを行う。	デジタル戦略課
	22	意見	契約目的の委託契約書への明記	委託契約書には、本契約を締結する目的を明記するのが望ましい。	R7年度 措置予定	次回委託契約時（令和8年）に向け、令和7年度中に契約書の見直しを行う。	デジタル戦略課
第9 松江市中海振興ビジョン（仮称）策定業務委託	23	意見	計画の評価基準の策定	行政計画の内容については、今後、市が行政計画を実行していく過程において、評価・修正等が行われていくものと考えられるが、それらの結果をフィードバックするなどして、業務委託により策定された振興ビジョンを評価できる基準などを設定することを検討することが望ましい。	R7.4 措置済	中海振興ビジョンの策定後に進捗状況の検証を実施し、必要に応じて見直しを行うため、アクションプラン事業の調査を実施した。	地域政策課
第10 総合案内・電話交換業務委託	24	指摘	委託によるコスト削減効果の検討	本業務を外部に委託するに際しては、委託の必要性を検討した上、外部に委託することによって得られるコスト削減効果を検討すべきである。	R6.11 措置済	現契約において検討を行った結果、コスト面・運用面において必要性を認めると判断した。	市民生活相談課
	25	意見	契約目的の委託契約書への明記	委託契約書には、本契約を締結する目的を明記するのが望ましい。	R7.8 措置済	契約更新に併せて対応した。	市民生活相談課
第11 松江市公園墓地芝生草地管理業務委託	26	意見	契約目的の委託契約書への明記	委託契約書には、本契約を締結する目的を明記するのが望ましい。	対応を要しない	契約図書の一部である詳細仕様書に業務目的が記載されているため、委託契約書への記載は要しない。	公園緑地課
第12 Ruby City MATSUEプロジェクト2.0計画策定業務委託	27	意見	委託の必要性の明記	随意契約施行伺において、本事業を業務委託する必要性について記載することが望ましい。	対応を要しない	令和5年度で事業終了した。今後同様に業務委託を必要とする事業が発生した場合、随意契約施行伺に「業務委託する必要性」を記載することとする。	新産業創造課
	28	意見	参加事業者の増加	公募型プロポーザルへの応募が受託者1者だったことを踏まえ、1者の応募とならないよう、複数の事業者が参加できるように配慮することが望ましい。	対応を要しない	令和5年度で事業終了した。今後同様に専門性の高い業務を公募型プロポーザルにより実施する場合、参加資格を見直すとともに公募情報の周知、余裕のある公募スケジュールの設定など、複数の事業者が参加できるよう配慮して行う。	新産業創造課

令和5年度包括外部監査 措置状況（時点 令和7年12月1日）

	番号	指摘／意見	項目	内 容	措置年月	松江市の対応方針、状況等	所管課 ※措置済時点
第13 生活困窮者就労準備支援及び生活困窮者家計改善支援事業業務委託	29	意見	随意契約の理由の記載	「この契約は、このような団体と締結するもの」との記載は、前段のどの部分が随意契約の理由とされているのかわからないため、随意契約の理由の記載方法として不十分であり、随意契約の理由をより具体的な記載をすることが望ましい。	R6.4 措置済	令和6年度契約において、随意契約理由を具体的に記載している。	生活福祉課
	30	意見	業務委託費の相当性の検討	特命随意（1者随意）契約を締結するに当たって、積算内訳だけでなく、類似契約や他市事例等の調査も行うことが望ましい。	R6.4 措置済	厚労省のホームページにおいて、一部の市における委託状況（委託先及び金額等）について公開されており、必要に応じて他市の状況を参考としている。	生活福祉課
	31	意見	委託の必要性の明記	業務を委託するに当たっては、委託の必要性（経済性、効率性、有効性等）が必要であり、随意契約施行準備伺に委託の必要性を明記することが望ましい。	R7.4 措置済	令和7年度委託分から委託の必要性について明記している。	生活福祉課
第14 プラバホール音楽振興業務委託	32	指摘	再委託の可否に関する検討	再委託の承認に当たっては、松江市随意契約ガイドラインに従い、受託者に対し、「再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面」の提出及び承認審査に必要となる各種資料等の提出を求めるべきである。	対応を要しない	令和5年度で事業終了した。	生涯学習課
	33	意見	委託の必要性の明記	業務を委託するに当たっては、委託の必要性（経済性、効率性、有効性等）が必要であり、随意契約施行準備伺に委託の必要性を明記することが望ましい。	対応を要しない	令和5年度で事業終了した。	生涯学習課
第15 松江市立南学校給食センター整備及び運営事業維持管理業務委託	34	意見	書面による承諾	協力企業以外の再委託先について、再委託の必要性や、再委託先が業務委託を履行する能力があるか否かを検討するための、資料等の提供を求めることが望ましい。	R6.4 措置済	今後協力企業以外に再委託を行う場合は、契約締結前に資料提供を、求めることとした。	学校給食課
	35	指摘	再委託先の個人情報保護義務	市としては、受託者が、再委託先から、受託者が市に対して負う義務と同様の義務を履行する旨の意思表示を得ているか、確認すべきである。	R7.4 措置済	受託者が再委託先から、受託者が市に対して負う義務と同様の義務を履行する旨の意思表示を得ているか確認した。	学校給食課
第16 松江市立中央学校給食センター副食配送・回収業務委託	36	指摘	車検期間満了後の新たな車検証写しの徴求	本業務が万が一にも車検切れ車両により遂行されることのないよう、契約期間中に車検期間が満了する場合は、すみやかに新たな車検証を徴求するよう仕様書を改めるべきである。	R6.10 措置済	仕様書の明記ではなく、車検ごとに車検証を提出するよう求める運用とした。	学校給食課
	37	指摘	委託業務の従事者に対する勤務時間の指定	本業務の委託にあたり、市が、受託者に対し、配送及び回収スケジュールを指定することはあるとしても、本業務に従事する者の勤務時間や休憩時間までも詳細仕様書で指定することはできない。委託料を算出する際の目安とする趣旨であれば、詳細仕様書上もその旨明確にしておくべきである。	R6.10 措置済	次期入札仕様書勤務時間の指定は行わず、業務内容や配送・回収スケジュールを明記した。	学校給食課
	38	意見	競争性確保の方策の検討	本業務は必ずしも特殊な技術等を要する業務ではないから、例えば、他の類似業務と併せた契約として入札を実施したり、現状の5年間という契約期間を変更したりする等、競争性を確保するための方策を検討するのが望ましい。	R6.10 措置済	次期入札は一般競争入札とした。	学校給食課

令和5年度包括外部監査 措置状況（時点 令和7年12月1日）

	番号	指摘／意見	項目	内 容	措置年月	松江市の対応方針、状況等	所管課 ※措置済時点
	39	意見	契約目的の委託契約書への明記	委託契約書には、本契約を締結する目的を明記するのが望ましい。	R7.4 措置済	令和7年度から5年間の契約書において、目的を明記した。	学校給食課
第17 インバウンド対策事業業務委託	40	指摘	業務委託方法の相当性	本業務委託契約の常勤の者の雇用という委託業務内容は、受託者が労働者派遣事業を行う事業主となる可能性があり、偽装請負の疑義があるので、契約の内容を変更すべきである。	R6.4 措置済	松江観光協会に主体的に事業実施してもらうため、新たに「松江市韓国インバウンド対策事業補助金」を創設し、令和6年4月より補助事業として実施するよう見直した。	国際観光課
	41	意見	委託の必要性の明記	業務を委託するに当たっては、委託の必要性（経済性、効率性、有効性等）が必要であり、随意契約施行準備同に委託の必要性を明記することが望ましい。	R6.4 措置済	松江観光協会に主体的に事業実施してもらうため、新たに「松江市韓国インバウンド対策事業補助金」を創設し、令和6年4月より補助事業として実施するよう見直した。	国際観光課
	42	意見	業務委託費の相当性の検討	本業務委託については、契約の性質または目的により契約の相手が特定されるものともいえず、随意契約をするのであれば、競争性を発揮できるよう、できる限り多数の業者から見積取することが望ましい。また、複数の見積りを徴取することが困難な場合でも、類似の契約の委託料や他の自治体における委託料などを調査することが望ましい。	R6.4 措置済	松江観光協会に主体的に事業実施してもらうため、新たに「松江市韓国インバウンド対策事業補助金」を創設し、令和6年4月より補助事業として実施するよう見直した。	国際観光課
	43	指摘	随意契約の妥当性	本業務委託の目的からすると、民間の会社により実施することも十分に考えられ、契約の性質または目的により契約の相手が特定されるものともいえず、受託者が地域の観光振興を目的とした団体であることと、本業務委託の内容を実施できるのが受託者以外いないこととの関係が不明であり、随意契約の理由として妥当ではなく、随意契約とすべきか否かも含め、検討すべきである。	R6.4 措置済	松江観光協会に主体的に事業実施してもらうため、新たに「松江市韓国インバウンド対策事業補助金」を創設し、令和6年4月より補助事業として実施するよう見直した。	国際観光課
第18 令和4年度松江城周辺交通誘導警備業務委託	44	指摘	契約条項の修正	契約書の条項は、具体的な作業手順を正確に反映したものに改めるべきである。	R6.4 措置済	契約書の条項において、具体的な作業手順を正確に反映したものに改めた。	観光振興課
第19 川向クリーンセンター施設維持管理運転業務委託	45	指摘	委託の必要性の検討	毎年状況は変化するものと考えられるので、本業務委託契約を締結するに当たっても、業務委託をすることの必要性（経済性、効率性、有効性等）を検討すべきである。	R6.4 措置済	専門性が高い業務であり、業務委託以外に安定操業できない。	施設管理課
	46	意見	再委託の承認申請書の記載	受託者に対して、承認申請書の記載として、再委託の必要性、再委託先の履行能力などを検討、検証することができる程度の記載を求めため、「必要と認めた事項」（委託契約書第4条第4項）を定め、必要な資料の提供を受けることが望ましい。	R6.4 措置済	現状の再委託については詳細仕様書に定める業務のみであり、再委託先の履行能力などを検討、検証する為の資料として再委託先の定款の提出を求めている。	施設管理課
	47	指摘	書面による承諾の必要性	受託者からの再委託の承諾を求める通知に対する委託者の承諾は、契約の内容にそって書面により行うべきである。	R6.4 措置済	書面で承諾する旨を回答した。	施設管理課

令和5年度包括外部監査 措置状況（時点 令和7年12月1日）

	番号	指摘／意見	項目	内 容	措置年月	松江市の対応方針、状況等	所管課 ※措置済時点
	48	意見	1者入札の原因の調査	本業務委託は、受託者による1者応札が継続しており、市として1者応札の原因につき推測されているものの、その原因を知るための事業者からの聞き取り調査（アンケート調査）などの調査を行うことが望ましい。	R6.9 措置済	過去に入札に参加した業者に対してアンケートを行い「受託し業務を遂行するための人員および体制の確保が難しい。」との回答を得た。	施設管理課
第20 松江市再生可能エネルギー地産地消モデル検討業務委託	49	指摘	再委託に係る事前承諾の徹底	委託契約上、原則として再委託は禁止されており、松江市の事前の承諾を得た場合に限り、これが許されている以上、受託者に対して、上記の手続を遵守するよう徹底すべきである。	R5年度 措置済	再委託する際には、本市の事前の承諾を得るよう徹底した。	環境エネルギー課
	50	意見	十分なプロポーザル募集期間の確保	本業務への参加事業者が結果的に1者のみであったことを踏まえると、本業務のような高額案件については、十分な競争性を担保しうる環境を整えるという観点からも、プロポーザルに参加するか否かを十分に検討できるだけの募集期間を設定するのが望ましい。	対応を要しない	令和5年度で事業終了した。 今後のプロポーザルにおいては対応する。	環境エネルギー課
	51	意見	委託費の妥当性を担保する方策の検討	できる限りプロポーザル参加事業者を増やすような方策を検討し、委託費の妥当性を担保できるようにするのが望ましい。	対応を要しない	令和5年度で事業終了した。 今後のプロポーザルにおいては対応する。	環境エネルギー課
	52	意見	委託の必要性の明記	業務を委託するに当たっては、委託の必要性（経済性、効率性、有効性等）が必要であり、随意契約施行準備伺に委託の必要性を明記することが望ましい。	対応を要しない	令和5年度で事業終了した。	環境エネルギー課
第21 動物路上等死骸処理業務委託	53	意見	設計額の検討	1者入札が継続しないよう、市での直営の実施も含めて設計額を検討し、複数の事業者が入札に参加できるように配慮することが望ましい。	R6.4 措置済	令和6年度の入札において参加業者が複数となり、入札の結果現在の受託業者と契約を締結している。	リサイクル都市推進課